

1. 相談事業（ほくぶ相談室共通事業）

（1）電話相談

犯罪被害者等からの相談を専用電話で受ける。

0120－60－7830 犯罪被害者サポートダイヤル

075－451－7830 京都市犯罪被害者総合相談窓口

○毎週 月～金 13 時～18 時(祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)

※令和 7 年 7 月 1 日から電話相談の開室時間を変更する。

【変更後】毎週 月～金 12 時～17 時(祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)

ほくぶ相談室

0120－78－3974 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室

○毎週 月・木 12 時～16 時(祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)

令和 6 年度からほくぶ相談室での電話相談は停止し、犯罪被害者サポートダイヤルに転送する。京都府北部地域での広報啓発活動などの成果として、ほくぶ相談室の電話相談件数が倍増したことを目安にほくぶ相談室での電話相談を再開する。

犯罪被害者等電話サポートセンター

0570－783－554 全国共通ナビダイヤル

○7 時 30 分～22 時(12/29～1/3 を除く)

※当センター相談時間内は、京都市犯罪被害者総合相談窓口につながる。

（2）面接相談

犯罪被害者等から心理的相談、法律相談等の申し出があり、その必要性が認められたときは、インテーク面接を行い、その事情に応じて無料面接相談を行う。

○予約制により実施する。(祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)

（3）専門相談

専門的な対応が必要なケースについては、法律相談、心理相談等を行う。

○予約制により実施する。(祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く)

○必要に応じて対応する

2. 直接支援事業（ほくぶ相談室共通事業）

（1）直接的支援

訪問、傍聴付添、代理傍聴、その他の付添、電話による情報提供・生活支援などの直接支援を実施する。必要により京都府、京都市その他の市町村や他機関と連携を図りながら行う。外国人の相談があれば、通訳対応する。犯罪被害者等給付金の申請補助事業をする。

○必要に応じて対応する

○京都市犯罪被害者総合相談窓口業務(京都市受託事業)

- ・生活困窮者への生活資金給付申請手続き
- ・京都市市営住宅犯罪被害者等優先入居申請補助
- ・精神医療費用助成申請
- ・通訳対応

(2) 支援活動の充実

○自助グループの立ち上げ

令和 8 年度の立ち上げを目指し、令和7年度は自助グループを立ち上げている他の被害者支援センターへの実地調査を行う等、準備を開始する。

3. 広報啓発事業

被害者等への理解を深めるとともに、被害者等が相談するきっかけとなり支援に繋がることを目指し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行う。より効果的な活動のため、京都府、京都市その他の市町村、京都府警察等と連携、協力して活動する。

財政基盤強化に繋げる広報活動を推進する。

財政基盤確立

- ・ホンデリングの取り組み
- ・犯罪被害者支援寄付型自動販売機設置
- ・賛助会員拡大

広報活動

- ・会報紙は一とめーるの発行（年 2 回以上）
- ・ホームページ運用 <https://kvsc.kyoto.jp/>
全面的改正、スマホによる閲覧を容易にする
- ・ボランティア募集
- ・北部エリアの活性化
北部エリアの市町村と連携し、広報・啓発活動を強化する
- ・街頭活動
- ・パンフレット改定

啓発活動

- ・教育機関における啓発活動
- ・いのちを紡ぐ週間(5 月 21 日～5 月 27 日)における啓発活動
- ・犯罪被害者週間(11 月 25 日～12 月 1 日)に関連する活動
- ・犯罪被害者支援京都フォーラムの開催 令和 7 年 11 月
- ・講演会の開催
- ・他機関への講師派遣
- ・いのちを考える教室、学校、企業、行政などへの被害者支援活動の啓発

4. 調査研究及び研修事業

養成研修(前期、後期)、スキルアップ研修、相談員増員を目指した実習制度の在り方を見直し、研修体系を再構築する

(1) 養成研修（前期）※事前研修会から名称を変更

相談および直接的支援等の事業活動を充実させるため新規のボランティアを採用し、養成研修(前期)を実施する。

○京都府南部:20 人程度(28 期生)

(2) 継続研修

相談、直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、ボランティアに対する研修会等を開催する。

- 養成研修(後期) 計 4 回開催 (※期別研修会から名称を変更)
- 月例研修会 月 1 回程度
- スキルアップ研修 必要に応じて開催

(3) 外部研修への派遣

相談、直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、研修会に派遣する。

- ・犯罪被害者支援全国フォーラム 2025 令和 7 年 10 月
- ・秋期全国研修会 令和 7 年 10 月
- ・質の向上研修会近畿ブロック 上半期(京都担当) 令和 7 年 8 月
- 質の向上研修会近畿ブロック 下半期
- ・支援活動責任者研修

(4) 調査研究活動

被害者等にとっての必要な支援のあり方を把握し当センターの資質向上を図るための調査研究活動等を行う。

- 用語集作成

被害者支援に関連するさまざまな用語を被害者と被害者支援の目線で分かりやすく解説する用語集を作成する。令和 7 年 6 月完成予定を目指し関係機関にも配布する。

5. 会議

(1) 定時社員総会

令和 7 年度事業計画及び収支予算について報告し、令和 6 年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告について審議する。

- 令和 7 年 6 月

(2) 理事会

総会の議決した事項の執行、総会に付すべき事項、会員の入会等に関する事項及び事業計画案、収支予算案を審議、議決する。

- 定時理事会を年 2 回以上開催するほか必要に応じて開催
- 財政基盤を強化するため、理事会全体で取り組む

(3) 臨時社員総会

定款第 24 条第 3 項の規定に基づき開催する。

6. 全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークの会員相互の連携、協力を図るとともに被害者支援に関するネットワークの事業に参加する。

- ・定時社員総会
- ・事務局長会議
- ・近畿ブロック事務局長会議

7. 京都府犯罪被害者等支援条例に係る事業（京都府受託事業）

○支援調整会議

自ら支援を求めることが困難な被害者や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない被害者へ支援を行うために開催する。情報を共有し支援関係機関の適切な連携の下で対応していく。月 1 回定例開催を基本とし、緊急度の高い事案が発生した場合には、随時開催する。

○京都府犯罪被害者等支援補助金交付申請手続き

- ・犯罪被害者等生活再建支援事業
- ・転居等費用補助の申請手続き
- ・犯罪被害者等法的援助助成事業

被害者参加人に対する受託弁護士費用補助の申請手続き

○京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修

地域別（北部・中部・南部）に実施

8. その他

○京都府犯罪被害者支援連絡協議会及び付随する分科会等

通常総会

性犯罪被害者支援研究分科会

少年被害者支援研究分科会

交通事故被害者支援研究分科会

○外部組織との連携

年間定例会議開催の提案と実施